参考資料集

都道府県別の人口1万人未満の市町村数の推移

				平成7年 国勢	⅓調査人口			平成27年 国	勢調査人口		
		H11. 3. 31の		1万人未満	うち5千人未満	うち3千人未満	うち1千人	1万人未満	うち5千人未満	うち3千人未満	うち1千人
	市町村数	市町村数	減少率	団体数	団体数	団体数	未満団体数	団体数	団体数	団体数	未満団体数
北海道	179	212	15.6	144	73	30	0	122	77	32	1
長野県	77	120	35.8	77	43	30	5	43	29	15	5
福島県	59	90	34. 4	51	18	7	1	33	19	13	8
高知県	34	53	35.8	37	29	12	2		13	7	2
沖縄県	41	53	22. 6	27	17	11	4		15	11	5
奈良県	39	47	17. 0	24	12	10	2		11	9	4
熊本県	45	94	52. 1	58	20	8	0		9	3	0
鹿児島県	43	96	55. 2	54	18	8	3		4	4	2
青森県	40	67	40. 3	36	17	3	0		7	6	0
山形県	35	44	20. 5	17	1	0	0		3		0
和歌山県	30	50	40.0	28	12	5	2		6	2	1
東京都	39	40	2. 5	11	8	5	3		8	7	3
群馬県	35	70	50.0	24	13	7	0		6	3	0
岩手県	33	59	44. 1	24	7	0	0		3	1	0
山梨県	27	64	57.8	41	25	13	3		6		2
宮崎県	26	44	40.9	19	8	5	0		5	3	0
秋田県	25	69	63.8	41	8	0	0		5	2	0
徳島県	24	50 97	52.0	32 22	15 9	10	0		3 2	2	0
福岡県	60 19	59 59	38. 1 67. 8		24	4 12	2	9	<u></u>		U 1
島根県		99		56		23	3		3		0
岐阜県	42 54	80	57. 6	18	35	23 0	3 0			***************************************	0
千葉県	19	39	32. 5 51. 3	30	3 11	1	0		<u>0</u> 5	0	
鳥取県 京都府	26	44	40. 9	21	5	1	0		4	3	0
新潟県	30	112	73. 2	57	20	5	1	6	3	ა 1	1
宮城県	35	71	73. Z 50. 7	27	6	2			ა	<u>I</u>	0
静岡県	35	74	50. 7 52. 7	15	5	1	0		0	0	0
三重県	29	69	58. 0	31	7	3	0		0	0	0
<u>一 </u>	20	49	59. 2	25	4	3	0		0		<u>-</u>
岡山県	27	78	65. 4	<u>5</u> 0	24	12	4		3		1
愛知県	54	88	38.6	18	8	3	<u>.</u> 1	4	3		0
愛媛県	20	70	71. 4	42	24	13	2		1	0	
山口県	19	56	66. 1	33	15	6	0		2	1	0
埼玉県	63	92	31.5	13	6	3	0		1	1.	0
福井県	17	35	51.4	18	7	3	1	3	1.	1.	0
神奈川県	33	37	10.8	2	1	0	0		1	0	0
滋賀県	19	50	62. 0	20	2	1	0		0	0	0
広島県	23	86	73. 3	52	36	13	1	3	0	0	0
長崎県	21	79	73. 4	55	21	5	0		1	1	0
大分県	18	58	69. 0	38	23	10	0		1	1	0
香川県	17	43	60. 5	17	5	0	0	2	1	0	0
茨城県	44	85	48. 2	15	5	1	0	2	0	0	0
石川県	19	41	53. 7	17	8	4	1	2	0	0	0
大阪府	43	44	2. 3	2	0	0	0		0	0	
富山県	15	35	57. 1	11	8	8	0		1	1	0
栃木県	25	49	49.0	7	2	1	0		0	0	
兵庫県	41	91	54. 9	35	9	1	0	0	0	0	0

[※]平成27年国勢調査人口における1万人未満団体数の多い順に並べている。

⁽出典)国勢調査(平成7年、平成27年)

小規模市町村における水平連携の例

広域連合名	構成団体	人口(H27国調)	事	務
鳥取中部ふる さと広域連合 【鳥取県】	倉吉市、湯梨浜町、 三朝町、北栄町、 琴浦町 (1市4町)	104, 320人	広域観光、広域文化、広域産業等の振興及び広域情報化の促進に関する事務 ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務 し尿処理施設の設置及び管理に関する事務 火葬施設の設置及び管理に関する事務 (琴浦町を除く。) 消防(消防団事務を除く。)及び救急に関する事務 交通災害共済事業に関する事務 固定資産評価審査に関する事務 滞納整理に関する事務 休日急患診療所の運営及び病院群輪番制病院の運営に関する事務	・介護保険及び障害者総合支援に関する次の事務 ア 介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち 審査及び判定に関する事務 イ 障害者総合支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち 審査及び判定に関する事務 ・消費者安全法第8条第2項第1号及び第2号の規定に基づ く消費生活相談等の事務並びにこれらの事務に附帯する事 務に関すること ・鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 により広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可等に関する事務 イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務
隠岐広域連合 【島根県】	島根県、隠岐の島町、 海士町、西ノ島町、 知夫村 (1県3町1村)	町村:20,603人 島根県:694,352人	・隠岐病院の設置、管理及び運営に関する事務 ・隠岐島前病院の設置、管理及び運営に関する事務 ・介護保険の実施に関する事務(県の事務並びに町村の事務のうち各種申請書の受理、各種証明書の交付及び要介護認定に係る調査を除く) ・救急医療対策事業に関する事務 ・消防に関する関係町村の事務(消防団及び消防水利施設に関する事務を除く。) ・火薬類取締法に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務 ・高圧ガス保安法に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務	・障害者支援施設の設置、管理及び運営に関する事務 ・障害者福祉サービス事業の管理運営に関する事務 ・レインボープラザの設置、管理及び運営に関する事務 ・隠岐広域連合人材育成基金の設置、管理及び処分に関する事務 ・福祉型障害児入所施設の設置、管理及び運営に関する事務 ・隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船の設置、管理及び 運営に関する事務 ・国民健康保険、後期高齢者医療制度の特別徴収に係る電子 データの処理に関する事務
木曽広域連合【長野県】	木曽町、上松町、 南木曽町、木祖村、 王滝村、大桑村 (3町3村)	28, 399人	・木曽地域の広域行政の推進に関する事務 ・広域的な課題の調査研究 ・景観基本構想の推進 ・公共サインの設置及び管理 ・情報公開及び個人情報保護審査会の設置、運営 ・行政不服審査会の設置及び運営 ・老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営 ・養護老人ホームの設置及び管理運営 ・介護保険法及び介護保険法施行法に規定する介護保険に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する市町村審査会の設置及び運営 ・休日及び夜間の一次教急医療 ・葬斎センターの設置及び管理運営 ・ごみ処理施設の設置及び管理運営 ・循環型地域づくりの推進 ・し尿処理施設の設置及び管理運営	- 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営 - 広域的な観光振興 - 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整 - 消防に関する事務 - 奨学資金の貸付 - 木曽文化公園の設置及び管理運営 - 埋蔵文化財の委託調査 - 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務 - 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進 - スポーツ振興基金に関する事務 - 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務 - 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 イ 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務

市町村に係る制度の比較(日・米)

米国では、空白なく設置された州の下部組織(カウンティ、タウンシップ、タウン)が行政サービス を提供し、住民の発意によって自治体が設立された場合のみ、自治体によって行政サービスが提供さ れている。自治体を「設立」することも可能。

	日本	アメリカ ※州により異なる
区分	○ 広域の地方公共団体として都道府県が設けられる。○ 基礎的な地方公共団体として市町村が設けられる。○ 全国のいずれの地域も、いずれかの市町村及びこれを包括する 都道府県に含まれる。	 ○ 州においては、広域地方政府としてカウンティが設けられる。 州内の区域は、いずれかのカウンティに属する。 ○ 一般目的の基礎団体として地方自治体(municipality)、及び一部の州にタウンシップ・タウンが存在。 地方自治体(municipality)は、住民の発意により設立・法人化され、区域内の住民に対してより高度な行政サービスを提供。タウンシップ・タウンは、カウンティが分割・区分された政府単位であり、主に自治体法人(地方自治体)が設立されていない未法人化区域において行政サービスを提供。 ○ アメリカ全体の人口の約6割(※)が未法人化区域に居住。 ※198百万/316百万(2013)
基礎団体 の権限・ 性格	 ○ 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。(地方自治法第1条の2第1項) ○ 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。(地方自治法第2条第2項) ○ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされている事務(※)を除き、一般的に、普通地方公共団体の事務を処理する。(地方自治法第2条第4項) ※ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、普通地方公共団体の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理する。(地方自治法第2条第5項) 	○ 地方公共団体は州の創造物であると考えられており、いわゆる Dillon's Rule (※) により、州が与えた権限以外の権限を行使できないのが原則である。 ○ 「自治体の設立 (incorporation)」は、「未法人化区域」に居住する住民が、自らの区域内で、新しい統治体制(地方政府)の下に独自の公共サービス(行政サービス)を提供することができるようにするため、住民共同の発意により行われる。 ○ 「自治体の自主設立」は住民の権利であり、したがってまた「自治体」を「解散」し「廃止」することも(実際にはほとんど「解散」されることはないが)住民の権利であり自由であるとされている。 ※Dillon's Rule ○ 地方政府の権限に関して、1868年に、John F. Dillon判事が下した有名な判決(Merriam v. Moody 's Executor)。これは、地方政府が、(1)明確に許可された権限、(2)具体的に明示されている権限、(3)地方政府の運営にとって不可欠な権限については、これを遂行することが可能であるというもの。権限に関する表現に少しでも不確かな点がある場合には、常に州の統制に有利なように解決されることになる。

(出典・参考文献)

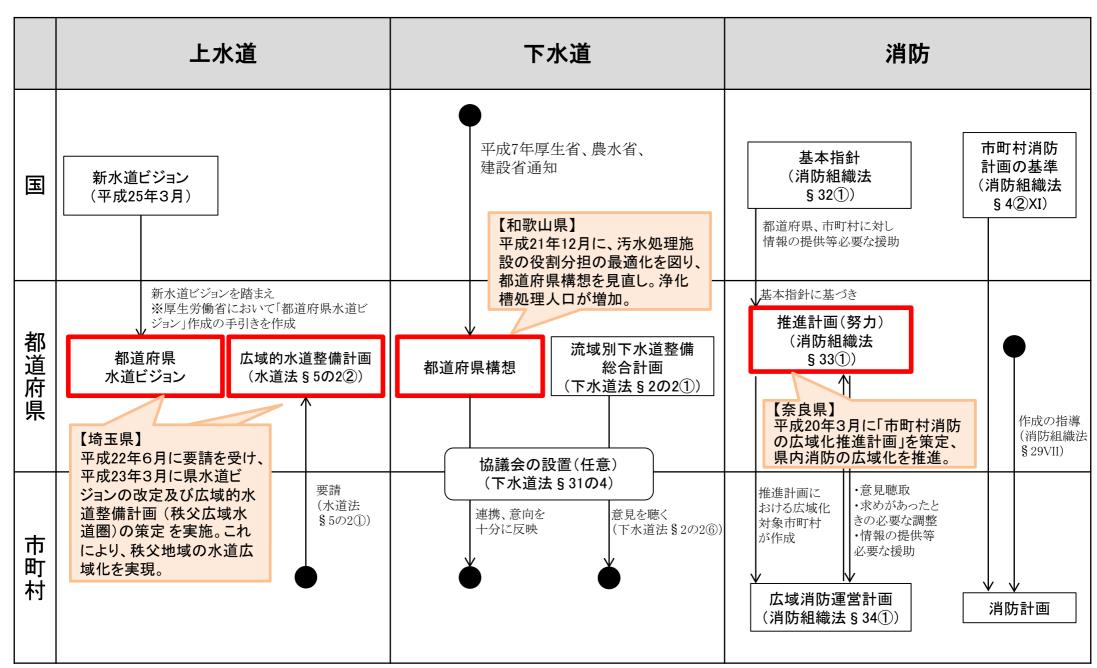
- ①「アメリカの州・地方政府の概要」(自治体国際化協会ニューヨーク事務所。2016年5月)

- (2) | Population Trends in Incorporated Places: 2000 to 2013 (U.S. Census Bureau) ③ 「国・地方間の係争処理のあり方について(報告) 参考資料」(総務省国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会。2009年12月)
- ④ 「アメリカの地方自治」(小滝敏之。2004年6月)
 - ⑤ 「アメリカにおけるホームルール」(自治体国際化協会。1999年3月)

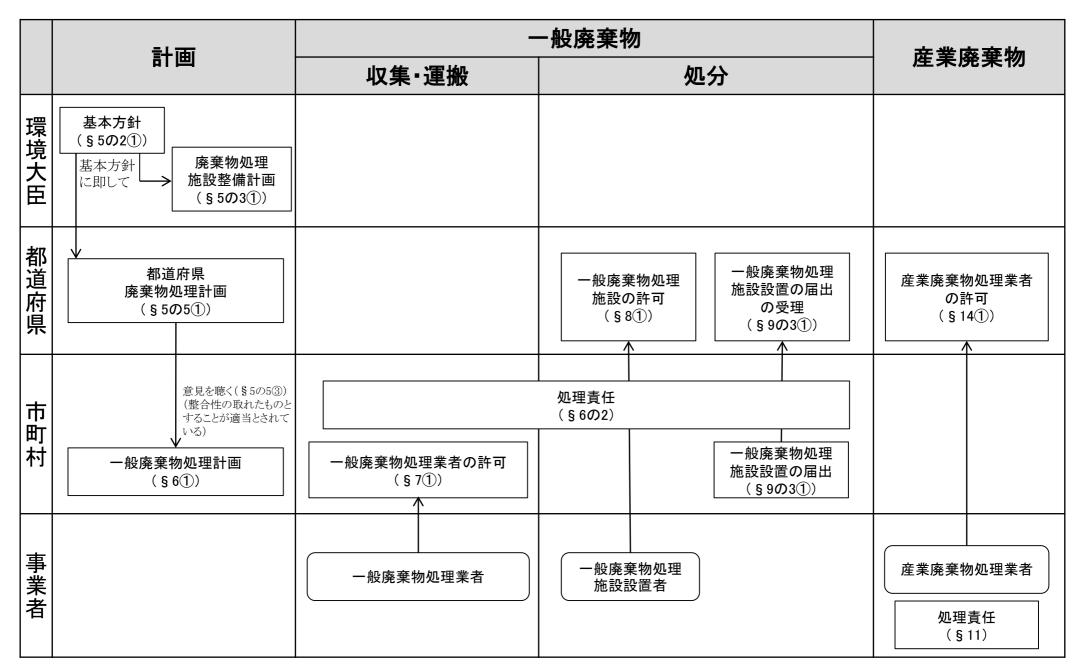
都道府県と市町村の連携の場

都道府県	会議名	出席	5 者	備考
秋田県	秋田県•市町村協働政策会議	知事	市町村長	機能合体等推進会議を県庁内に設置
群馬県	ぐんま県・市町村パートナー シップ委員会	総務部長、各 部局主幹課長	副市町村長	下部組織として、地方分権担当課長会議、ワーキンググループを設置
長野県	県と市町村との協議の場	 	市長会	県・市町村事務連携作業チーム(市町村課長・人事課長- 市町村総務・企画担当課長)を設置、市町村単独では処理が難しい事務や、市町村で処理した方が効果の大きい事務等の処理について検討
三重県	県と市町の地域づくり連携・協 働協議会	知事	市町村長	全県会議と地域会議を設置 下部組織として検討会議を設置
滋賀県	滋賀県首長会議	知事	声析上	滋賀県市町対話システム制度を構築 県市町調整会議(副知事・担当部長-副市町長)を設置
奈良県	奈良県・市町村長サミット	知事	市町村長	テーマごとにテーマ別サミット・懇話会を開催
和歌山県	和歌山県•市町村連携会議	部長級	副市町村長	事務連携小委員会(垂直補完・水平連携を議論)、権限委譲小委員会(分権提案の研修)、税収確保小委員会、コスト縮減等小委員会を設置

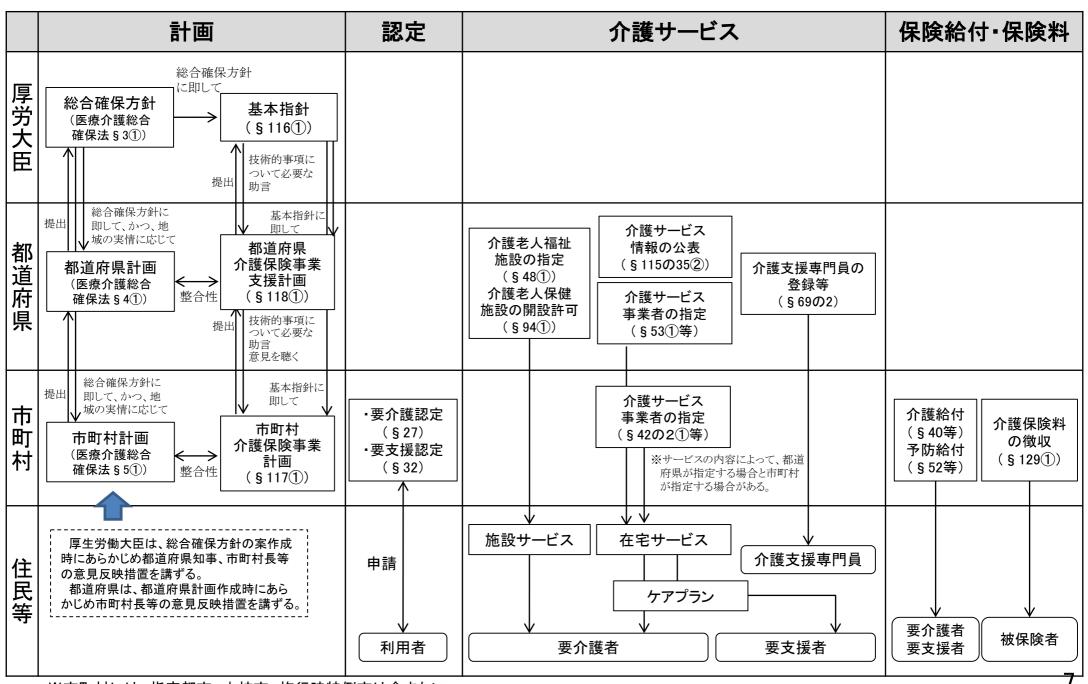
都道府県と市町村の主な役割分担(上下水道、消防に係る計画)



都道府県と市町村の主な役割分担(ごみ処理)



都道府県と市町村の主な役割分担(介護保険)



※市町村には、指定都市、中核市、施行時特例市は含まない。

都道府県と市町村の主な役割分担(医療)

	計画	許可•認可	保険者
厚労大臣	総合確保方針 (医療介護総合 確保法§3①)		
都道府県	提出 総合確保方針に 即して、かつ、地域の実情に応じて 都道府県計画 (医療介護総合確保法§4①) 整合性 を含す 構想	病院・診療所の 開設許可 (医療法 § 7①) (医療法 § 44①)	
市町村	提出 総合確保方針に	診療所の 開設許可 (医療法 § 7①) (医療法 T)	後期高齢者医療 広域連合 国民健康保険 (国民健康保険法 § 3①) 後期高齢者 (後期高齢者 医療法 § 48)
事業者	厚生労働大臣は、総合確保方針の案作成 時にあらかじめ都道府県知事、市町村長等 の意見反映措置を講ずる。 都道府県は、都道府県計画作成時にあら かじめ市町村長等の意見反映措置を講ずる。 町村には、指定都市、中核市、施行時特例市は含	病院開設者 診療所 医療法人 設立者	8

提案募集方式における小規模団体からの提案状況

平成26~28年 地方公共団体からの提案状況

<各年度ベース>

年度	<u> </u>	平26 平27			ম	平28	
団体	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
都道府県 (47団体)	47	100. 0%	39	83. 0%	39	83. 0%	
市区 (813団体)	63	7. 7%	34	4. 2%	54	6. 6%	
町村 (928団体)	5	0. 5%	5	0. 5%	18	1. 9%	
市区町村計 (1,741団体)	68	3. 9%	39	2. 2%	72	4. 1%	

提案募集方式の推進事例(兵庫県)

- 〇 兵庫県では、より多くの提案を出すため、<u>分権担当課が自ら提案のアイデアを探し</u>、事業担当課に検討を依頼 したり、<u>市町から支障事例を募り、県と共同提案を行う仕組み</u>をつくるなど、独自の取組を展開。
- こうした取組により、<u>兵庫県は、3年連続で多数の提案</u>を行い、<u>27年提案募集でも4件の提案が実現</u>。

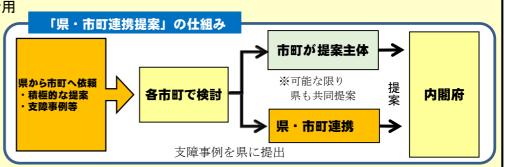
取組の内容

- 1 <u>地方分権担当課が自ら汗をかき</u>、提案のアイデアを探し、庁内へ依頼 【提案のアイデアのさがし方】
 - ▷知事の定例記者会見や講演内容から探す
 - ▷議会や関係団体からの予算要望や政策要望から探す
 - ▶国への予算要望や特区提案から探す

左記の取組により、分権担当 課が合計25の提案を発案

- 2 地方分権改革に関する事業担当課の理解を促進
 - ▷庁内説明会の開催(実現した過去の提案のポイントを共有し、事業担当課の検討を促す)
 - ▷庁内で情報を効率的に共有する「**地方分権推進掲示板**」の設置・活用
- 3 兵庫県独自の「県・市町連携提案」を実施 【取組の経緯】
 - ▷提案はしないが、共同提案には応じる市町はある。
 - ▷こうした市町は、現場での支障事例はあるものの、 自らが提案することに躊躇していると考えらえる。

県が、市町から支障事例を募り、提案可能な ものは県と市町が共同提案する仕組みを構築



「地方分権推進掲示板」の活用

CLEER STORES OF STORES AS STORES STOR

取組の成果

- <u>兵庫県は、3年連続で提案</u>し、提案提出数は、全自治体(※)の中で、 27年、28年と2年連続で最多。(※)1,788団体(都道府県+市区町村)
- 27年提案募集で、兵庫県が提出した4件[14件]の提案が実現。
- 〇 第6次地方分権一括法で改正された<u>法律15本のうち、3本[3本]が</u>

<u>兵庫県からの提案</u>。 ※[]内は共同提案を含む提案数

	①提案総数	②兵庫県の 提案数	③②のうち 提案実現数
H26	953	76 (15.0%) [107 (10.4%)]	7(9)
H27	334	48 (48.5%) [100 (14.2%)]	4(14)
H28	303	29 (34.9%) [83 (14.3%)]	_

(※)()内は全都道府県の提案数のうち、兵庫県の提案数が占める割合 「 〕内は共同提案を含む数値

指定都市に対する個別法における主な特例

○ 指定都市に対しては、地方自治法(及び同法施行令)において設けられている各種の特例のほか、 個別法においても、様々な事務配分や義務付けに係る特例が広く設けられている。

■個別法における指定都市に対する事務配分・義務付けの特例の主な例

法律	事務
地方公務員法	・人事委員会の設置の義務付け
地域保健法	- 保健所の設置及び保健所設置市としての指定都市が処理する事務 (例: 医療行政関係、感染症関係等の保健衛生行政関係、理容師法、美容師法等の環境衛生行政関係等)
道路法	・指定区間以外の国道の管理及び都道府県道の管理に関する事務
大気汚染防止法	・ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制等に関する事務の一部
水質汚濁防止法	・排出水の排出の規制等及び生活排水対策の推進に関する事務の一部
廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	・廃棄物の処理施設の規制等に関する事務の一部
市町村立学校教職員給 与負担法、 地方教育行政の組織及 び運営に関する法律	・教職員の任免、給与の決定・負担等
中小企業支援法	・中小企業支援事業に関する事務 (※-部の指定都市を除く)
都市再開発法	・建築行為等の規制、再開発事業計画の認定等に関する事務

個別法において人口規模等により特例を設けている主な例

〇 個別法において、人口規模に応じた特例が設けられている例がある。また、累次の地方分権一括法 において、権限移譲が市に対してのみ行われている例がある。

■個別法において人口規模等により特例を設けている主な例

\L &+ı	± 7h		
法律	事務		
地方公務員法	・人事委員会の設置(指定都市)・人事委員会又は公平委員会の設置 (指定都市以外の市で人口15万以上のもの及び特別区)・公平委員会の設置(人口15万未満の市町村)		
建築基準法	・建築主事の設置(人口25万以上は義務、それ以外は任意)		
社会教育法	・社会教育主事の設置(人口1万未満の町村にあっては当分の間猶予)		
墓地、埋葬等に関する 法律	・墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等 (市のみ)	地方分	中核市ほか
社会福祉法	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等 (市のみ)	権一括法	中核市
ガス事業法	・ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令 (市のみ)	によるか	都道府県
土地区画整理法	・土地区画整理事業施行地内の建築行為等の許可、原状回復命令等 (市のみ)	改正前	特例市
環境基本法	・騒音に係る環境基準音地域類型の指定(市のみ)		都道府県

指定都市に対する地方自治法等における主な特例

【参考】地方自治法及び同法施行令に規定する特例

	特例
①事務処理の特例	・児童福祉に関する事務(地方自治法第252条の19第1項第1号及び地方自治法施行令第174条の26) ・民生委員に関する事務(同第2号及び第174条の27) ・身体障害者の福祉に関する事務(同第3号及び第174条の28) ・生活保護に関する事務(同第4号及び第174条の29) ・行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務(同第5号及び第174条の30の2) ・知的障害者の福祉に関する事務(同第5号の2及び第174条の30の3) ・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務(同第6号及び第174条の31の3) ・老人福祉に関する事務(同第6号の2及び第174条の31の2) ・母子保健に関する事務(同第7号及び第174条の31の3) ・介護保険に関する事務(同第7号及び第174条の31の4) ・障害者の自立支援に関する事務(同第8号及び第174条の32) ・生活困窮者の自立支援に関する事務(同第8号の2及び第174条の32) ・生活困窮者の自立支援に関する事務(同第8号の2及び第174条の32) ・生活困窮者の自立支援に関する事務(同第8号の2及び第174条の36) ・結核の予防に関する事務(同第1号及び第174条の37) ・ 土地区画整理事業に関する事務(同第12号及び第174条の39) ・ 量外広告物の規制に関する事務(同第13号及び第174条の40)
②義務付けの特例	・予算の議会への提出の期限(地方自治法第211条第1項) ・包括外部監査契約の締結(地方自治法第252条の36及び同法施行令第174条の49の26) ・内部統制に関する方針の策定等(今国会提出法案による改正後の地方自治法第150条第1項)

地方分権改革における「義務付け・枠付けの見直し」について

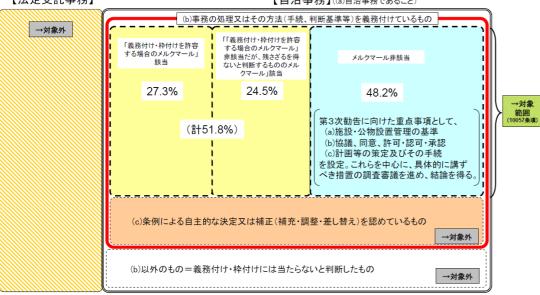
概要

- 地方自治体の事務について、「事務を実施するかどうか」や「実施の内容・方法」を地方が決定できるようにするための 改革。事務の義務付け規定の廃止や、事務の内容を条例委任すること等により実現。
- 義務付け・枠付けの見直しを進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改め、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指したもの。
- 〇 自治事務のうち、法律により義務付け・枠付け(※)をし、条例で自主的に定める余地を認めていないものが見直しの対象。
 - ※「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けること。一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含む。 「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと
- 法定受託事務、政省令、補助金等の要綱等によるものは対象外。「地方分権改革提案」ではこれらも対象。
- 〇 メルクマール_(次項)に該当しない条項は、①廃止、②手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正の許容、③手続、 判断基準等の一部の条例委任又は条例補正の許容のいずれかの見直しが必要。その際、①から③の順序で見直し。
- メルクマールに該当するものは義務付け・枠付けの存置を許容。
- 〇 条例に委任する場合の条例制定の基準を、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3つに類型化。「従うべき基準」、「標準」の設定は一定の場合に限定。

義務付け・枠付け見直しの対象範囲(イメージ)

【法定受託事務】

【自治事務】((a)自治事務であること)



条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照し	○「標準」とは、通常よるべき基準	○「従うべき基準」とは、必ず適合しな
	なければならない基準		ければならない基準
	○条例の制定に当たっては、法令の「参	○条例の内容は、法令の「標準」を標準	○条例の内容は、法令の「従うべき基準」
	酌すべき基準」を十分参照した上で判	とする範囲内でなければならない	に従わなければならない
	断しなければならない		
異なるものを定める	法令の「参酌すべき基準」を十分参照し	法令の「標準」を標準としつつ、合理的	法令の「従うべき基準」と異なる内容を
ことの許容の程度	た結果としてであれば、地域の実情に応	な理由がある範囲内で、地域の実情に応	定めることは許容されないが、当該基準
	じて、異なる内容を定めることは許容	じた「標準」と異なる内容を定めること	に従う範囲内で、地域の実情に応じた内
		は許容	容を定めることは許容
備考	参酌する行為を行ったかどうかについ	「標準」と異なる内容について説明責任	「従うべき基準」の範囲内であることに
	て説明責任(行為規範)	⇒合理的な理由がない場合は違法	ついて説明責任
	⇒参酌する行為を行わなかった場合は		⇒基準の範囲を超える場合は違法
	違法		
	「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」	「準則」も同じ	「定めるべき基準」「遵守すべき基準」
	「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」		「適合すべき基準」「よるべき基準」も
	も同じ		同じ

義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹)に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的 に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - :b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - ic 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定(保険と整合的な給付を含む)のうち、地方自治 i 体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る)に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取(協議・調整を除く)に係る規定の うち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの(民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く)以外のもの
 - if 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意(地方分権推進計画(平成10年5月)第2の4(1)カ(ア)a、bに該当するものに限る。)、及び許認可・承認(同計画第2の4(1)キ(ア)a~eに該当するものに限る。)に係る規定(第1次勧告の第2章重点行政分野の技本的な見直しの勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)
- ▼ 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延**を**防止す**るため**の事務であって、全国的に統一して定めることが必要とさ れる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」 非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む)に当たっての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使に当たっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束に当たっての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全 国的な事業の許認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監 督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務 教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたら す施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統 一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規 定
- カ 刑法で一般には禁止されている行為を特別に地方自治体 に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居 表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のある もの

「義務付け・枠付けの見直し」 参酌すべき基準とした事例①

道路構造に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた地方道(都道府県・市町村道)に関する車線の幅員等 について、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 政令(道路構造令)は条例を制定する際の「参酌すべき基準」
- ※ 設計車両(道路設計の基礎となる自動車の寸法等)、設計自動車荷重(橋等の工作物での荷重に対する必要な強度)、 建築限界(トンネル等における空間確保の限界)については、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○交通渋滞等の地域の課題への対処

- ・都市部のみ縮小可能であった交差点における車線の幅 員を、郊外部についても縮小可能とし、右折レーンの設 置を容易に【香川県】
- ・停車帯を利用した「すり抜け車両」及び「違法駐車」を抑制するため、その幅員を2.5mから1.5m標準とすることを明確化【愛知県】

○地域の通行需要に応じた道路整備の促進

- ・平地部の県道について、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2車線ではなく 1車線とすることを可能に【兵庫県】
- ・歩道等の設置が困難な場合には、路肩幅員を1m以上 とすることを明確化【香川県】





「義務付け・枠付けの見直し」 参酌すべき基準とした事例②

水道技術管理者等の職員資格に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

改正前(水道技術管理者、水道布設工事監督者、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格については、 民間・地方公共団体通じて、政省令により規定)

水道技術管理者・水道布設工事監督者の資格

- ・大学で土木工学(水道工学及び衛生工学以外)を ::・大学で理学、薬学等(衛生工学及び化学工学以外)を 修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
- ・10年以上の実務経験を有する者

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

- 修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
- ・10年以上の実務経験を有する者

改正後

地方公共団体の職員については、水道法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を参酌し、 条例により、地域の実情に応じた資格の設定を可能としたところ

地方独自の基準の具体例

- ○地方公共団体の実情に応じた資格の設定
- ・水道技術管理者の資格について、農学等を修めた者に必要な実務経験年数は4年とされて いるが、3年(土木工学(水道工学及び衛生工学以外)を修めた者と同じ年数)とする【仙台市】
- ・水道布設工事監督者の資格について、10年以上の実務経験者などとされているが、「珠洲市水 道事業において、5年以上実務を経験した者」を追加【石川県珠洲市】
- 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、市長の指定する講習(一般財団法人日本環 境衛生センターの研修)を修了した者を追加【静岡県富士市】

小規模市町村における事務処理体制のモデル

A村の組織及び事務分掌

課名	職員数	業務内容	(共同処理・民間委託の状況)	(共同処理調の項目)	主な共同処理 の手法	処理 団体数	主な共同処理 の手法	処理 団体数
総務課	6	予算編成、執行管理、財政計画、村債及び一時借入金、地方交付税 法令の審査及び公布 文書管理 渉外 選挙 商工業振興 地域振興、過疎計画策定 防犯(地域安全) 区長会						
		戦員の任命 服務 監査委員 給与 共済組合 戦員管管理 電子計算 情報公開(個人情報保護舎) 消防・防災	(公平委員会:委託) (退職手当:一組) (公務災害:一組) (職員研修:一組) (清福:一部民間委託) (システム維持:一部民間委託)	職員の採用試験 公平委員会 監查委員事務局 退職賽当 公職員研修 計算事務 情報公開·個人情報保護 消防	一部事務組合 協議事事務組合 一部事事務組合 一部事事務組合 一部事事務組設 一部等事務組設 一部等事務組設 一部等事務組設 一部等事務組設 一部等事務	1141 12 2186 2000 749 56 22	協議会 機関等の共同設置合 事務の委託 本域連 事務の委合 を を は 域 連 の を を を を を を を を を を を を を を を を を を	35 771 12 135 362 225 30 6
		観光及び宣伝(財団事務局応援・各施設) 統計調査 文化・スポーツ施設管理	(観光施設管理:民間委託) (一部民間委託)	救急 観光 会館・共有財産等の維持・管理	一部事務組合一部事務組合	1012 110	事務の委託 広域連合 広域連合	150 72 27
住民課	4	窓口業務 人権擁護 課稅徵収全般 戸籍、住基、印鑑登録 消費者行政 滞納整理全般		住民票の写し等の交付 消費生活相談 税の滞納処分	※地方独立行政法人に 事務の委託 連携協約 一部事務組合	1417 56	を可能とする法案が今国 一部事務組合 一部事務組合 広域連合	会で成立 4 24 169
保健福祉課	10	海物壁埋土版 社会福祉協議会 取傷病者、遺族会 民生児童委員会協議会 健康づくり事業 福祉医療		<u> 170.~7 (m 41) たとり</u>	中 事 	334	(山外),庄口	109
		直當診療所 母子福祉(母子(父子)寡婦福祉、母子保健事業) ^{保育関係、児童年島、児童扶養手島、特別児童扶養手島、児童養育手島 生活保護 介護保険事業}	(介護認定審査会:広域連合)	診療所 母子福祉 児童福祉 生活保護 介護区分認定審査	一部事務組合 広域連合 一部事務組合 一部事務組合 機関等の共同設置	12 138 54	事務の委託 連携協約 事務の委託 広域連合 一部事務組合	13 6 60 17 345
		老人福祉、老人保健事業(保健事業、医療給付業務) 障害者福祉、精神保健福祉	(ホームヘルパー、在宅配食:民間委託) (障害区分認定審査会:広域連合)	介護保険施設サービス 介護保険(その他) 老人福祉施設 老人福祉(その他) 障害区分認定審査	一部事務組合 一部事務組合 一部事務組合 一部事務組合 機関等の共同設置	167 281 66	広域連合 広域連合 広域連合 広域連合 広域連合 一部事務組合	64 161 49 49 245
		地域包括支援事業	(十七一) 即人田主本·449年日)	障害福祉サービス(介護給付) 障害福祉サービス(訓練等給付) 障害者福祉(その他) 地域包括支援センター	一部事務組合 一部事務組合 一部事務組合 広域連合	87 39 116 54	広域連合 広域連合 広域連合 一部事務組合	28 28 51 17
		結核・感染症・予防接種 国民健康保険事業(保健事業、医療給付業務) 後期高齢者医療	(広域連合)	結核予防 国民健康保険 後期高齢者医療	一部事務組合 広域連合 広域連合	38	機関等の共同設置 事務の委託	- 14 - 62

	課名	職員数	業務内容	(共同処理・民間委託の状況)	(共同処理調の項目)	主な共同処理 の手法	処理 団体数	主な共同処理 の手法	処理 団体数
1	産業建設課	7	猟友会関係						
			河川占用、河川愛護		河川	一部事務組合	20	広域連合	13
l			道路占用		道路	広域連合	1	一部事務組合	13
l			林業全般、林道維持管理		林道・林野(山林の保護管理等を含む)	一部事務組合	Į.	広域連合	12
			農業全般		農業用地	事務の委託	1	広域連合	5
					農業用水	事務の委託	1	一部事務組合	78
					農林水産物・流通施設	一部事務組合	1	事務の委託	1
ĺ					農業共済	一部事務組合	110		-
ĺ			環境衛生全般	(し尿処理:事務の委託)	し尿処理	一部事務組合	1148	事務の委託	109
			ゴミ収集	(収集:民間委託 処理:一組)	ごみ処理	一部事務組合	1411	広域連合	140
ı					リサイクル施設	一部事務組合	529	広域連合	55
				(一部民間委託、水質検査:一組)	上水道	一部事務組合	477	協議会	56
			下水道一般事務、浄化槽維持管理、浄化槽設置設計業務	(浄化槽維持:民間委託)	下水道	事務の委託	247	一部事務組合	99
			地籍調査全般	(一部民間委託)					
	会計課	2	公金の出納及び保管						
1			現金及び物品の出納						
			村の歳入歳出決算						
	議会事務局	2	議会の運営						
1			広報						
l	教育委員会	13	教育委員会の会議						
	幼稚園		教育委員会所属の村費教職員の任免、服務、人事						
1	小中学校		公印の管守						
	給食センター		文化財の保存及び活用						
l			教育委員会規則等の制定改廃						
l			教育委員会の歳入歳出予算及び決算						
l			教育委員会所属の村費教職員給与						
l			成人式						
l			生涯学習に関する情報の収集及び提供						
l			体育指導委員						
9			放課後子ども事業						
			就学奨励金及び通学費補助金						
			教育に関する調査統計及び広報						
			家庭教育						
l			小学校		小学校	事務の委託	1	協議会	46
1			中学校		中学校	事務の委託	§	一部事務組合	52
1			幼稚園		学校(幼、中等(中高一貫校等)、大学)	一部事務組合	1	事務の委託	4
١			情報公開		情報公開·個人情報保護	機関等の共同設置	į.	一部事務組合	6
ĺ			学校給食(食育)、学校給食配送、給食調理業務		学校給食	一部事務組合	į.	協議会	13
			社会教育(社会教育委員会等の会議、公民館その他社会教育施設設備の		社会教育(青少年育成施設の管理運営を含む)	一部事務組合	138	協議会	58
ı			管理・整備、各種社会教育講座、教室の企園及び実施、社会教育関係団体)						
			社会体育施設設備の管理・整備施設台帳、公民館管理		会館・共有財産等の維持・管理	一部事務組合	1	広域連合	27
ı			教職員の研修		教育研修(センター運営含む)	一部事務組合	154	協議会	31